

安八町告示第69号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年3月23日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年5月1日

安八町監査委員

清

伸二



安八町監査委員

碓井

昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和2年3月23日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年11月30日、西濃学校給食研究協議会第3回定例会の旅費 444円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年8月13日付 安総第3905号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年8月13日付 安総第3906号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年8月13日付 安総第3907号 情報公開請求却下通知書

6. 令和元年8月13日付 安総第3909号 情報公開請求却下通知書
7. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
8. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
9. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料  
(タクシー代) の戻入れについて (戻入れ金額 175,250円)

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年3月27日に清仲二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年11月30日、西濃学校給食研究協議会第3回定例会の旅費 444円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

## 第4 監査の実施

### 1. 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年4月24日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年4月23日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

### 2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年4月24日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を学校教育課及び給食センターとし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 平成30年10月12日付西給8号「西濃学校給食研究協議会第3回定例会等(以下「定例会等」という。)の開催について」が、西濃学校給食研究協議会会長から、安八町学校給食センター所長(以下「所長」という。)に送達された。

(2) (1)の内容は、定例会/日時:平成30年11月30日(金)午後4時30分~、場所:大垣市丸の内2丁目55番地 大垣市教育委員会 北館1階 教育委員会室(駐車場 道路を挟んだ西側)、議題:1.各種講習会の実施報告について 2.平成30年度予算について 等、(略)であった。

(3) 所長が定例会等に出席する目的は、定例会等の出席者らから、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養のバランスのとれた豊かな食事を提供することにより健康の増進、体位の向上を図ることに加え、食事に関する指導を効果的に進めることに関する意見や取組実績等を直接聴取するため、又、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の職に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図るという学校給食センターの役割を果たしていくためには、定例会等の出席者らとの連携や理解が必要不可欠であると考えていたことから、当面におけるこれらの課題等を説明することであった。

(4) 所長は、定例会等の機会を利用して(3)の目的を達成した。

(5) 所長は定例会等の際、他課との調整がつかず公用車を確保することができなかったことから、自家用車を使用して定例会等の開催場所まで移動した。

(6) 平成31年3月15日、(3)の目的をもって出席した定例会等に係る(5)の旅費が、安八町職員の旅費に関する条例(以下「条例」という。)第14条の規定に基づき一般会計から支出され、所長に支払われた。

## 第6 判断に当たっての関係法令等について

### 1 条例第6条第5項 (普通旅費の種類)

車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する旨が規定されている。

### 2 条例第14条第1項 (車賃)

車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による旨が規定されている。

### 3 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻第3号431頁

住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等6つの財務会計行為に(財務会計上の行為又は怠る事実)に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政上の行為(非財務会計行為)は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とすることができない。

## 第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「本件の出席者は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。また、「444円が適正な旅費であったことを証するもの」の情報公開請求に対しても情報公開請求が却下されているが、条例第14条第1項では「車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。」と規定されており、444円だと12キロメートルであったと推察される。「444円が適正な旅費であったことを証するもの」とは距離が12キロメートルであったことを証するものであるのに、距離が12キロメートルであったことを証されず疑義が持たれるものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、所長が定例会等に出席することについて検討した。

はじめに学校給食センターの役割と所長の責務についてだが、第5 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(3)中、後段のとおりであり、所長はその職務の責任者である。

さて、定例会等に出席した所長は、定例会等の機会を利用して、成長期にある児

児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養のバランスのとれた豊かな食事を提供することにより健康の増進、体位の向上を図ることに加え、食事に関する指導を効果的に進めることに関する意見や取組実績等を直接聴取しており、また、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の職に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図るという学校給食センターの役割を果たしていくための当面の課題等につき説明し、定例会等の出席者らと意見交換等を行っている。

これらの事情を考慮すると、所長が定例会等に出席したことは、所長として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、所長が定例会等の機会を利用して、定例会等での目的を達成するためにその職を務めることは、所長の職務の範囲であり、条例に基づき公務であった定例会等に付随して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

なお、請求人が請求の理由3の後段で主張している、「安八町職員の旅費支給規則には、第4条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更した場合には、できるだけすみやかに当該旅行命令簿等を町長へ提出しなければならない。」と規定されているが、本件には「旅行命令簿」は無く、安八町職員の旅費支給規則に規定されている「必要な書類」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。また、本件の証拠書類貼付台紙には「出張命令兼請求書」が添付されているが、この「出張命令兼請求書」はどの条例及び規則にも定められていない様式である。」についてだが、これは行政事務のあり方を指摘しているものであって、法第242条第1項の趣旨に該当するものではないと判断したことから本件監査では検討しないこととした。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由3の記載のとおり、「公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

## 第8 監査委員の意見

なし。

